

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します

申請に関する問合せ先

臨時福祉給付金について 福祉課地域福祉係 ☎72-2111内線445 ファクス73-2555

子育て世帯臨時特例給付金について 子育て支援課児童家庭係 ☎72-2111内線474 ファクス72-7481

制度に関する問合せ先

厚生労働省 2つの給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人への負担や子育て世帯への影響を考慮して、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付金の支給対象となる可能性がある人には申請書を郵送しますので、次の方法で申請手続きを行ってください。申請書受付後に受給資格などについて審査し、順次支給します。

※平成26年1月1日時点で小郡市に住民登録がない人は、同日に住民登録がある市町村への申請となります

●申請期間 **7月1日(火)～平成27年1月5日(月)**

●申請方法 ①申請書②その他必要書類(申請書を参照)を添付し、

郵送で申請(申請書を郵送する際に、返信用封筒を同封します)

※持参による申請も可能(土日祝日、12月29日(月)～平成27年1月2日(金)を除く午前8時30分～午後5時)

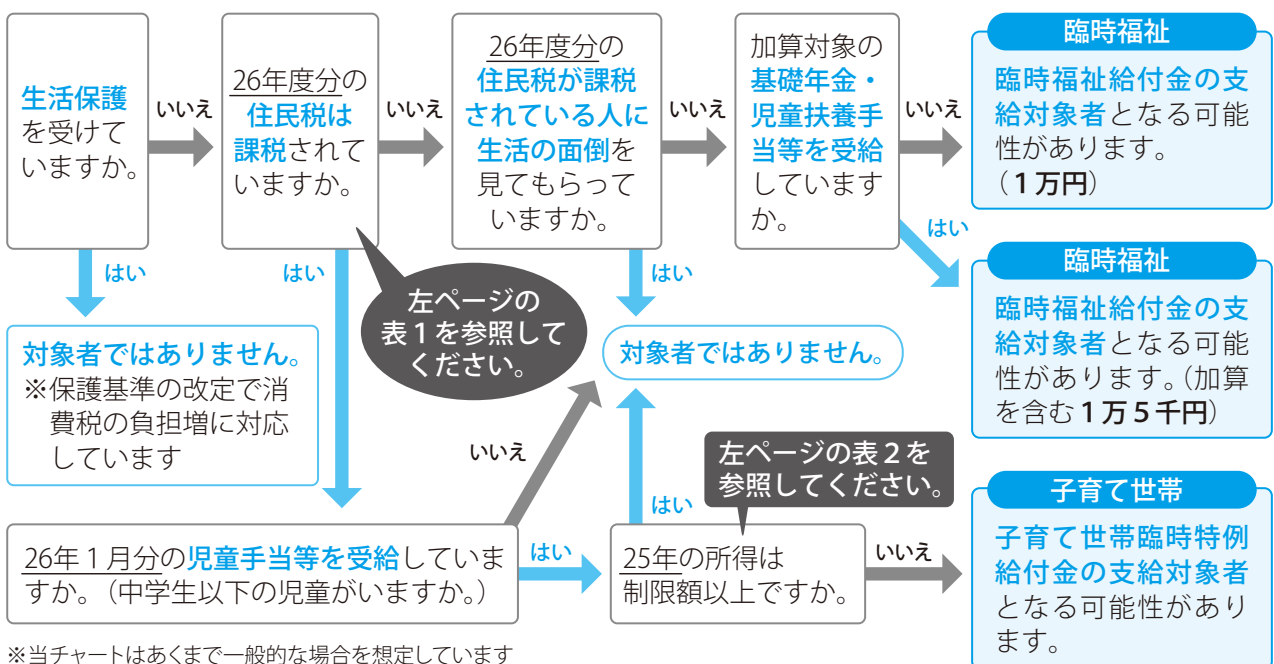
《給付金詐欺にご注意ください!》

◆市や厚生労働省がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

◆市や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります



◆臨時福祉給付金

支給対象者

平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、次のいずれかに当てはまる人は対象外です

- ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている(扶養親族など)人
- ・生活保護などの受給者

支給額 1人につき**10,000円**

※次の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算

《加算対象者》

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者
- ②児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

※複数の年金を受給している場合でも、1人当たりの加算は5,000円が上限

表1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

〔給与所得者〕

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.3万円
夫婦子2人	209.9万円

〔公的年金等受給者〕

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	65歳以上 148万円
	65歳未満 98万円
夫婦	65歳以上 192.8万円
	65歳未満 147万円

◆子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

次の要件をどちらも満たす人

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額(表2参照)未満

支給額 対象児童1人につき**10,000円**

《対象児童》

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※ただし、次のいずれかに当てはまる児童は対象外です

- ・「臨時福祉給付金」の対象者
- ・生活保護などの受給者

表2 児童手当の所得制限限度額
(給与収入ベース)

区分 (扶養親族などの数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

ご注意

- 受け取ることができるのは臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金のどちらか1つの給付金です。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない人は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。
- 配偶者からの暴力を理由に避難している人や児童福祉施設等に入所している児童などで、平成26年1月1日時点で小郡市に住民票を移すことができていない場合でも、一定の要件を満たしているときは、小郡市で申請を行うことができます。手続きなど詳しくは、各給付金の担当へご相談ください。

